

2 教義第39号
令和2年（2020年）4月8日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

感染対策強化期間に対応した県立学校の臨時休業の実施について（通知）

このことについて、県立学校においては別添通知のとおり対応しますので御承知いただくとともに、貴教育委員会においても地域の実情を踏まえて、学校の臨時休業を含め子どもの感染リスクを下げるためのさらなる取組の検討をお願いします。

なお、令和2年4月1日以降における公立義務教育諸学校の臨時休業の状況を把握したいので、別紙様式により令和2年4月10日（金）午後3時までに当課あて電子メールで提出願います。

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係
(課長)桂本和弘 (担当)三ツ井邦仁、早川孝一
電 話 026-235-7426 (直通)
F A X 026-235-7494
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp

2 教政第 6 号
2 教高第 41 号
2 教特第 22 号
2 教学第 25 号
2 教保第 23 号
2 教ス第 12 号
令和 2 年（2020 年）4 月 8 日

県立学校長 様

教 育 長

感染対策強化期間に対応した県立学校の臨時休業の実施について（通知）

このことについて、別紙のとおり対応することとしましたので、遺漏のないようお願いいたします。

教育政策課総務係 （課長）早川恵利 （担当）井澤克行 電 話 026-232-0111（代表）内線 4313 026-235-7421（直通） ファクシミリ 026-235-7487 E-mail kyoiku-somu@pref.nagano.lg.jp	高校教育課管理係 （課長）井村敏明 （担当）服部靖之 電話 026-235-7430（直通） 026-232-0111（代表）内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp
特別支援教育課指導係 （課長）坪井俊文 （担当）浦野憲一郎 電話 026-235-7456（直通） 026-232-0111（代表）内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp	学びの改革支援課 高校教育指導係 （課長）曾根原好彦（担当）北澤 潔 電話 026-235-7434（直通） F A X 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444（直通） 026-232-0111（代表）内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 （課長）北島隆英 （担当）小林秀樹 電話 026-235-7448（直通） 026-232-0111（代表）内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

感染対策強化期間に対応した県立学校の臨時休業の実施について

令和2年4月8日 長野県教育委員会

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部から、4月8日別添資料のとおり学校の臨時休業等について要請がなされた。これを受け、県立学校については以下の点を考慮し、臨時休業を実施する。

- ・感染発生地域を含む広域から感染リスクがある公共交通機関を利用して通学しているという特性。
- ・学校内における「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる「三密」回避の徹底の必要性。

1 休業期間

県立中学校・高等学校は4月10日(金)、県立特別支援学校は4月10日(金)または4月11日(土)から、いずれも4月24日(金)まで臨時休業する。

2 休業開始までの準備

休業中の学習課題・学習方法の指導準備、生活・健康管理についての連絡方法の確認を行い、児童生徒の休業中のサポート体制を整える。

また、休業中の児童生徒の居場所を確保するとともに、安否確認の方法について把握する。

3 休業期間中の学校の対応について

(1) 学習指導に関すること

臨時休業により、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、以下の例を参考に必要な措置を講じるとともに、休業中の学習について児童生徒及び保護者に対する助言を行う。

- ・児童生徒の実態を踏まえ、教科書に基づく家庭学習を課す。
- ・教科書と併用できる適切な教材や授業動画などを提供する。
- ・文部科学省「子供の学び応援サイト」等のWEB情報の活用を促す。
- ・家庭で授業動画等を見られない児童生徒は、登校し学校で視聴できるよう配慮する。 等

(2) 生活指導に関すること

児童生徒に対しては、不要不急の外出を控えること、外出した場合でも「三密」を満たす場所は避けることを指導するとともに、毎日の検温など体調管理を徹底する。

また、自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、体調の悪いときや家族も含めて感染者や濃厚接触者となった場合には速やかに学校へ連絡するよう徹底する。

なお、特に配慮を要する場合は、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、電話連絡や家庭訪問をするなど、児童生徒の心のケア等に十分配慮する。

(3) 登校日の設定等について

児童生徒の学習状況の確認、生徒指導、健康観察等を行うことを目的に、必要に応じて登校日を設定する。

なお、児童生徒を登校させる場合には、登校前に家での検温等健康チェックをした上で、分散して登校させることや室内の机間を広げる工夫をするなどの感染拡大防止のための措置を講じる。

また、児童生徒や保護者が登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。

(4) 部活動について

臨時休業中には、一切部活動は行わない。

4 非常勤講師等の業務体制の確保

学校の実情に応じ、非常勤講師等の業務として、休業中の児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらうなど働く場の確保を図る。

5 特別支援学校の児童生徒の学校での受け入れ

保護者が仕事を休めない場合等で、家庭において一人で過ごすことが難しい児童生徒については、学校において居場所として受け入れる。なお、昼食の提供とスクールバスによる送迎を行う。

6 放課後等デイサービスの学校施設の活用

放課後等デイサービスのニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、特別支援学校の施設を積極的に貸し出す。

7 児童生徒及び保護者への説明

休業の趣旨及び休業期間中における学校の対応、休業後における教育活動のあり方等について児童生徒及び保護者に対して丁寧な説明を行い理解を求める。

長野県の現状を踏まえた対応について

令和2年4月8日

1 長野県における現状の認識

長野県の現在の感染状況は、1例を除き、感染経路が特定でき、いずれも県外において感染したと推測できること、また、クラスターが発生していないことから、域内発生早期（レベル1）の状況と判断している。

しかしながら、現在の状況は、ウィルスの潜伏期間を考慮すると2週間前の状況を反映したものであり、先週末から今週にかけて、感染者の発生地域が7医療圏まで拡大するとともに、PCR検査件数や帰国者・接触者相談センター相談件数が増加している現状を鑑みると、域内感染発生期（レベル2）へのリスクが高まっている。

また、近県において感染源が特定できない感染者の増加や7都府県への緊急事態宣言の発出を総合的に考慮すれば、明日から2週間（4月22日まで）が、県内の感染拡大防止にとって重要であるため、この期間を「感染対策強化期間」と位置付け、県民に対する感染防止の取組の強化を呼びかけることとする。

2 県民等に対する知事メッセージについて

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、県民の皆様の生命と健康を守るため、知事からメッセージを発出する。

3 学校の取扱いについて

上記の認識のもと、市町村に対し、概ね2週間程度は、圏域ごとの状況を踏まえ、学校の臨時休業を含め子どもの感染リスクを下げるためのさらなる取組の検討を要請する。

4 保育所、放課後児童クラブ等の取扱いについて

保育所、放課後児童クラブ等については、家に一人であることができない年齢の子どもが利用する施設であることから、感染リスクを下げる取組（いわゆる「三密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声する密接場面）の回避、消毒、定期的な検温などの健康管理、咳エチケットなど）を徹底して、運営いただきたい。

特に、密集する環境をできる限り回避するため、市町村から保護者に対し、家庭等で保育が可能な場合は、児童の登園・利用を控えるようお願いすることも検討していただきたい。